

# 第15回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和3年9月21日（火）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和3年9月21日（火）午前10時00分から午前11時18分

2. 開催場所 壬生町役場 正庁

3. 出席委員 10人

会長 10番 梁島 源智

会長職務代理者 5番 篠原 正明

1番 刀川 正己、2番 大橋 好一、3番 高橋 敏男、4番 大関 孝男

6番 高橋 宏治、7番 琴寄 成人、8番 清水 利通、9番 早乙女 誠

4. 参集推進委員

感染対策のため、当面の間推進委員の出席は見合わせる。

5. 議事日程

開 会

議事録署名委員の指名

会議書記の指名

日程第1 会務報告について

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について

日程第4 議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について

日程第5 報告第1号 非農地証明願の件について

日程第6 報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について

日程第7 報告第3号 農地法第4条の規定による届出の件について

日程第8 報告第4号 農地法第5号の規定による届出に件について

その他 令和4年度農地利用最適化推進に関する意見書及び農業等施策並びに  
予算に関する要望書（案）の提出について  
（事務連絡）

閉 会

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 田中貴子、主幹兼庶務係長 岡 洋子、農地調整係長 宇賀神 尚、

主任 齋藤純一

7. 会議の概要

令和3年9月21日（火）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、第15回壬生町農業委員会総会を開会いたします。  
ただ今の出席委員は10名です。定足数に達しておりますので、本総会は成り立ちます。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 みなさん改めましておはようございます。今日は天気も良く、皆さんは稲刈りで忙しいところご出席いただきまして誠にありがとうございます。また先日の台風14号ですが、静かに通過していきたくて被害がなかったこと、本当に心より良かったなという気持ちでいっぱいでございます。台風は14号ということですので、まだいつも20号前後来ますので、台風の備えをしっかりといただいて、被害の無いように務めていただきたいと思います。また、この会務報告を見ますと農地パトロールも3地区全て終了しまして、局長から話を聞きましたが、耕作放棄地も解消されている農地がだいぶ出てきたということで、皆様のご協力をいただきながらこの耕作放棄地を一筆でも毎年減らしていくようにしたいと思っておりますので、今後ともご協力をよろしくお願ひしたいと思っております。

本当に今年は、不陽気が続いておまして、野菜の高値が続いており、いよいよ野菜も高値つかみが出てきたという話を聞きました。野菜は売れるのですが高く利益が出ないということです。今後いくらか下がるのではないかと話をしました。天候がこれから安定すれば、良い方向に展開するのではないかとありますが、これからは野菜や施設の方も努力をしていただきたいと思います。

そして目の前に資料がありますが、「荒廃農地の転用緩和」ということで農水省の記事として出ていますが、この件につきましては総会後半のその他の件で、宇賀神係長の方から説明を受けたいと思っております。

今日の総会の中身につきましては案件が少ないようですが、皆様のご協力をいただきながら進めてまいりますのでよろしくお願ひします。

- 局長 ありがとうございます。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

- 議長 それでは、9番 早乙女 誠 委員、1番 刀川 正己 委員をお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の岡主幹と宇賀神係長を指名いたします。

- 議長 それでは、日程第1の会務報告について、事務局より報告をお願いします。

- 局長 記載のとおり報告

会務報告を申し上げます。議案書 1 ページをご覧ください。

- ・ 8月27日（金）県常設審議委員会が、コンセーレにおいて開催され、梁島源智会長、宇賀神 尚係長が出席いたしました。
- ・ 9月5日（日）南犬飼地区の農地パトロールが行われ、刀川正己委員、大関孝男委員、高橋宏治委員、川嶋敏雄推進委員、刀川利夫推進委員、臼井正敏推進委員、中川義人推進委員、事務局から宇賀神 係長、齋藤主任と私が出席いたしました。
- ・ 9月10日（金）壬生地区の農地パトロールが行われ、大橋好一委員、清水利通委員、早乙女 誠委員、発生川悦亮推進委員、星川 旭推進委員、戸崎淺一推進委員、鈴木進吉推進委員、事務局から宇賀神 係長、齋藤主任と私が出席いたしました。
- ・ 9月13日（月）稲葉地区の農地パトロールが行われ、梁島源智会長、篠原正明職務代理、琴寄成人委員、高橋敏男委員、鈴木良一推進委員、木野内佳代子推進委員、青木幸一推進委員、賀長紀好推進委員、小島高雄推進委員、事務局から宇賀神 係長、齋藤主任と私が出席いたしました。
- ・ 9月15日（水）農地法第5条許可申請に伴う現地調査委員会が、第3会議室及び現地において開催され、梁島源智会長・刀川正己農業委員・大橋好一農業委員、事務局から宇賀神 係長、齋藤主任と私が出席いたしました。

○議長 ただいまの報告について、何かご発言ございますか。

（発言なし）

○議長 特に発言がないようですので、以上で日程第1の会務報告を終わります。

---

○議長 それでは、日程第2の議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書2ページの議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」ご説明いたします。9月3日、金曜日締切りの時点で、2件の申請がございました。議案に従いまして第1項から順にご説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 5 2 8 ㎡ 借受地 1 2 ㎡

譲受人 \_\_\_\_\_ (万町) 自作地 2 3 3 ㎡

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 2 1 6 1 ㎡

交換による所有権移転 稼動 2 人

第2項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (万町) 自作地 2 3 3 ㎡

譲受人 \_\_\_\_\_ (本郷) 自作地 5 2 8 ㎡ 借受地 1 2 ㎡

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 4 7 9 ㎡

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 5 4 5 ㎡

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 5 0 5 ㎡

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 畑 7 4 3 ㎡

合計 2 2 7 2 ㎡

交換による所有権移転 稼動 3 人

以上、第1項から第2項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農業常時従事要件、同第5号の下限面積要件について、申請書及び添付書類、農地台帳等により確認いたしました。いずれも要件を満たしております。以上でございます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件を議題といたします。  
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (1項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号第1項について説明いたします。去る9月11日に、私と大橋好一農業委員、青木幸一 推進委員の3名と、譲渡人の \_\_\_\_\_ さん、譲受人、 \_\_\_\_\_ さん立会いのもと確認してまいりました。

チェックシートをもとに確認しましたが、なんの問題もないと思われますのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 次に、第2項案件を議題といたします。  
先ほどの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに足説明をお願いいたします。

- 議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (2項の現地調査の結果並びに補足説明)

それでは第2項案件について説明をいたします。先ほど説明した1項と2項は交換分合ということで、確認者は私と大橋好一農業委員、青木幸一推進委員とともに、また、立会人として\_\_\_\_\_さん、\_\_\_\_\_さんの立会いのもと、チェックシートに基づき確認してまいりました。なんの問題も生ずる恐れがないものと思われまので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長 ありがとうございます。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

- 議長 発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

- 議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

- 
- 議長 次に、日程第3の議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは、議案書3ページ、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件についてご説明いたします。9月3日金曜日の締切り時点で1件の申請が出されました。議案に従いまして説明いたします。

第1項

譲渡人 \_\_\_\_\_ (今井)

譲受人 \_\_\_\_\_ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字 \_\_\_\_\_ 田 2868㎡

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

以上でございます。

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る9月15日の調査委員会において調査済ですので、第1項案件について、調査委員長の1番 刀川 正己 委員 から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

●1番 刀川 正己 委員 (1項案件について報告)

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、9月15日(水)、私と梁島源智会長、大橋好一委員、田中貴子事務局長、宇賀神尚係長、齋藤純一主任の6名で調査いたしました。

農地法第5条の規定による許可申請、第1項案件についてご報告いたします。

申請地は、\_\_\_\_\_の\_\_\_\_\_から南東に約150mに位置する農地で、第2種農地に該当します。

540ワットのパネル504枚、合計出力272.16キロワットの太陽光発電設備を予定しております。事業資金約\_\_\_\_\_万円は、自己資金で対応します。

以上のことから、第2種農地であり、土地選定過程において第2種農地の許可基準にある代替性もないため、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。よろしく申し上げます。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 8番 清水利通 委員

●8番 清水利通 委員

事業資金の内、売買単価というのはどのくらいなのか。参考までに。

●事務局 宇賀神農地調整係長

土地代はですね、\_\_\_\_\_万円です。

●8番 清水利通 委員

\_\_\_\_\_万円。2868㎡、全体で。

●事務局 宇賀神農地調整係長

はい、2868㎡全体で、\_\_\_\_\_万円です。

○議長 他にございますか。

それでは採決いたします。議案第2号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第1項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

---

○議長 次に、日程第4 議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案書4ページからの議案第3号 「壬生町農用地利用集積計画の件」について、利用権設定各筆明細に従いまして説明いたします。

最初に利用権の新規、使用賃借権分について、議案書5ページのとおり、2件、6筆、面積合計が7,712㎡となっております。

次に利用権の再設定、賃借権分について、議案書6ページのとおり、4件、10

筆、面積合計が21,954㎡となっております。

次に利用権の再設定、使用賃借権分について、議案書7ページのとおり、1件、2筆、面積が2,917.36㎡となっております。

次に、所有権移転について、議案書8ページのとおり、2件、2筆、面積合計が7073㎡となっております。

以上各案件は、農業経営基盤強化促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。以上でございます。

○議長 ただいま事務局から説明のありました農用地利用集積計画の件について、これより質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 この中に、\_\_\_\_\_という名前があるが、どうですか草は。他の地区では。

●8番 清水 利通 委員

畦畔がだめですね。草はヒエとかが出ているところもあるが大きい機械で田んぼに入って行ってヒエだけ枯らす。遅くなっても枯れるんですね。穂が出てそのあと枯れちゃいましたけど。

○議長 彼は除草剤とか草刈り機とかを使わないから。トラクターで刈るからね。なかなか狭いところは刈れないからね。

●7番 琴寄 成人 委員

そうはいつでもこれは借り手がいないんですよ。

○議長 一生懸命やってくれているんですけど草だらけなんだよね。

●7番 琴寄 成人 委員

草だらけはわかるから。それをどうにかしてくれる相手がいないんですよ。どうしても、今回も\_\_\_\_\_さんがやってくれる形になっているけれど、ほかを見つけないようにも借りてくれない。

○議長 彼は一生懸命やってくれているからありがたいんだけどね。草だらけなんですよ。

● 2番 大橋 好一 委員

草でも畦畔なんですよ。やはり高い所をきちんとしてもらえばそんなに文句も出ないと思うのですが。ついでに言うと、\_\_さんも同じで、\_\_さんは全部なんだよね。耕作地も畦畔も全部ダメだ。周りから苦情しかない。畦畔の場合は貸した人にも責任があると思うんです。貸した人も畦畔ぐらいいは1回や2回、刈るくらいの気持ちでないと、大きくやっている人に貸す場合は草刈りは無理ですよ。畦畔の草刈りに係る時間というのはいっぱい掛かるので、労力が掛かるのは誰もやりたくないから、作っている人は分かると思うんですが、それを何とかするには貸した人も責任をもって畦畔の維持をするくらいは、話し合いの中でしてもらえれば。

畦畔は関係ないという人も中にはいるみたいですが、畦畔も面積に入っているわけだから。

● 7番 琴寄 成人 委員

貸し手の方は、いっさい手を出さなくてもいいんだよね、という事を言うてくる人もいるようで、そうなれば借り手の方はやるしかなくなるし。実際、私の地域では、10町歩を超えてくると刈りきれないし間に合わないんですよ。それで畦畔が草だらけという現状もあるから。区画整理を早くやってもらいたいんだけどね。

● 8番 清水 利通 委員

見かねて話が出ることもあり、刈る人もいるが。

○議長 貸してしまえば自分のものではないという気持ちでいるからね。農業委員会から通知を出した方がいいですか。あまり強くは言えないが。

● 8番 清水 利通 委員

賃借のときにその件をうまく話し合って、畦畔管理くらいの費用を出せばね。何かいい方法はないですかね。隣の田んぼは他の人のなのだから、誰でもだいたい二つ、半々くらいで管理しているのが一般的、暗黙のルール、決まりはないけど。

● 5番 篠原 正明 委員

基本的には借り手だよ。

○議長 \_\_\_\_\_さんも面積が多いから、なかなか間に合わないんだろうけど。後で農業委員会の方から、通知を出した方がいいかもしれないですね。\_\_さんにもね。

● 8番 清水 利通 委員

そういう担い手に育ってもらわないと困るけど、隣地の人に迷惑をかけるとなれば何らかの対応をしないと。誰かがどこかで言わないと。

○議長 言えばやるんですよ。地元で刈り払いをやるので、\_\_\_\_さんに言ったら、地元の刈り払い前に刈ってありました。彼は一生懸命やっているからね。

● 8番 清水 利通 委員

前はおじいちゃんが畦畔に除草剤をかけていたけど、今はやらなくなっちゃったからね。今は見かけないね。

○議長 やはり農業委員会から通知を出していきましょう。

● 2番 大橋 好一 委員

町内で大きくやっている人には、文句も出ていないと思うが、この二人はどこに行っても話が出る。

○議長 \_\_さんは特に何を作っているの。

● 5番 篠原 正明 委員

ジャガイモと小麦だね。\_\_さんは、草も肥しのうちだっていう考えだから、草が生えても平気なんですね。

● 2番 大橋 好一 委員

本人はそれでいいんですけど周りの人がね。せめて境の1メートルくらいはきれいにしてもらいたいね。トラクターの幅くらい。そうすれば随分違うんだよね。

● 8番 清水 利通 委員

何らかの形で指導はすべきですね。

○議長 他にございますか。それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」は、原案のとおり決定いたしました。

---

○議長 次に、日程第5 報告第1号「非農地証明願いの件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願いの件について」は、議案書の9ページに5件がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局長の報告に関連して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 9番 早乙女 誠 委員

●9番 早乙女 誠 委員 (1項案件について報告)

1項の現地調査について報告いたします。\_\_\_\_\_氏の俗に言う\_\_\_\_\_の土地になります。記載のとおり平成11年からずっとプレハブというか、基礎の無い車庫で、ずっと使っていたことを、鈴木進吉 推進委員とともに航空写真と合わせて確認いたしました。以上報告いたします。

○議長 ありがとうございます。ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に第2項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 3番 高橋 敏男 委員

●3番 高橋 敏男 委員 (2項案件について報告)

第2項案件について、\_\_\_\_\_と現場で待ち合わせをして、私と鈴木良一推進委員とで話し合いをし、現地確認をしてきました。よろしくお願いします。

●2番 大橋 好一 委員

これは記載のとおりって言うことですね。書いてある通りですね。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第2項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員

いま高橋委員が言ったとおりなんですけど、ここは土地改良区内の農地で最初のころからずっと他の畑よりも50センチくらい地盛りしてあるんですね。その当時からかどうか詳細は分からないのですが、途中この辺で鉄骨業かなにかで作業したことがあるんです。だから耕作放棄地というわけではないが、そもそも違反に近い、無断転用に近い場所というのが現実です。今、かなり砂利も入ってしまって、土盛りしてある状況です。中で大型トラックが回れるような状況です。長年こういう状態で誰もが黙認というか見過ごしていたというのが現実です。

●6番 高橋 宏治 委員

証明書は、何をもって確認し、証明したのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

航空写真だと建物は建っていないので見分けがつかないので、平成10年から固定資産税の地目が雑種地になっているので、評価証明関係の書類を付けてもらったのと、地元の自治会長から話を聞いて、そこは確かに農地ではなかった、20年以上耕作していないという確認を取ったので、非農地として問題はないということで話を進めたところです。

●2番 大橋 好一 委員

自治会長はどこ。\_\_\_\_\_。そこは\_\_\_\_\_かな。\_\_\_\_\_ではないんだね。

●事務局 宇賀神農地調整係長

\_\_\_\_\_ですが、どなただったかは、覚えていません。

●2番 大橋 好一 委員

\_\_\_\_\_は\_\_\_\_自治会だとおもうけど、あそこは地元の自治会と全体的な自治会とで、自治会長が二人いるからどちらだかわからないよ。

●1番 刀川 正己 委員

土地改良区域内だと、維持管理費とかかかるのではないか。

●2番 大橋 好一 委員

維持管理費はないです。畑だから。

●9番 早乙女 誠 委員

地目は畑でも、現況は雑種地にもうなっているんですよ。

○議長 現在、放棄地になっているんですよ。

●2番 大橋 好一 委員

放棄地というよりも、草は生えていないんですよ。砂利が土盛りしてあって、畑より50センチ以上高いから。そういう状況なんで。普通の建物を建てられる状況ではないが。

○議長 周りに迷惑をかけているという事ではないですよ。

●2番 大橋 好一 委員

迷惑はかけていません。ちゃんと除草はしているので、\_\_\_\_さんという人が持っているという話は聞いていましたが。

○議長 他にございますか。  
発言が無いようですので、以上で報告第1号第2項を終わります。

○議長 次に第3項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いし

ます。

○議長 2番 大橋 好一 委員

●2番 大橋 好一 委員 (3項案件について報告)

3項案件につきましては、8月25日に、私と戸崎浅一 推進委員、事務局の宇賀神係長においでいただいて現地を確認いたしました。記載のとおり親が自宅を建築し、現在は住んでいる方はいないのですが、相続で\_\_\_\_さんがいただいたという事です。この場所は住宅の一区画の中にあり、今は植木場になっています。結構太い木もありまして、このような状況であることを確認してまいりました。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第3項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第3項を終わります。

○議長 次に第4項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 7番 琴寄 成人 委員

●7番 琴寄 成人 委員 (4項案件について報告)

4項案件について報告いたします。去る8月30日に、私と賀長紀好推進委員、事務局の宇賀神係長と、願出人の\_\_\_\_さんの代理人、\_\_\_\_さんの立会いの下、現地を確認してまいりました。30年間耕作をしなかったため竹が生えている。なお一部は私道や車庫敷地として利用しているという事を確認してまいりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第4項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

●7番 琴寄 成人 委員

ここは\_\_\_\_の西側の\_\_\_\_の前の敷地です。代理人の\_\_\_\_さんによると、売却が決まっていて、解体屋の資材置き場だという事です。現場確認の時には、隣が\_\_\_\_なもので、\_\_\_\_に迷惑が掛からないように言っはきたのですが、なに

か、\_\_\_\_\_の信号を北上して右側に\_\_\_\_\_がありますが、そこの住人らしいです。だから\_\_\_\_\_の方で子供たちがいるから、そこのところは十分気を付けてほしいと、\_\_\_\_さんにも注意するようにと伝えてきたのですが、ちょっと心配ですね。

○議長 \_\_\_\_\_さんという人はどういう人ですか。

●7番 琴寄 成人 委員

\_\_\_\_\_さんの息子さんです。子供のころから竹林だったようです。

●2番 大橋 好一 委員

面積はありそうだけど、これ以上にあるの。このほかに宅地もあるの。

●7番 琴寄 成人 委員

宅地も今、在宅というか、\_\_\_\_\_が入っていて、自治会の方にはまだ正式に話は来ていないが、\_\_\_\_さんが住んでいます。\_\_\_\_\_と言っていたかな。屋敷の東側が今回出ている案件で、南側がイチゴをやっている\_\_\_\_という人、会長のところで研修した人の作業場なんですよ。とにかく、どういう風になるのか先を心配しています。

○議長 いい方向に利用してくれるのだったらいいのですけどね。

●7番 琴寄 成人 委員

この場合、非農地証明は、20年以上ということですが、農業委員会から非農地証明を出すと、農業委員会から手が離れてしまう。そうすると問題が起きたときには、農業委員会が非農地証明を出したという責任が。でも20年以上たって申請が出れば否応なしに非農地証明が出るのでしょうか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうです。使い道とかで規制するものではないです。

○議長 面積が小さいから余計ひどくなる可能性はありますよね。

●7番 琴寄 成人 委員

資材置場ということなので、どのようになるのかなど。\_\_\_\_\_の近くでなければなんの心配もないのですが。

○議長 地元の自治会で指導してもらわないといけないと思いますね。

○議長 他にございますか。発言が無いようですので、以上で報告第1号第4項を終わります。

○議長 次に第5項案件に関して、地区担当委員の方から現地調査の結果報告をお願いします。

○議長 8番 清水 利通 委員

●8番 清水 利通 委員 (5項案件について報告)

私と癸生川推進委員と、行政書士の方の立会いのもと現地確認をいたしました。記載のとおり昭和15年頃から住居になっていて、建物が建っていたという事です。その後解体をしたのですが、現在は駐車場になっているという状況を確認してまいりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。ただいまの第5項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

●6番 高橋 宏治 委員

この駐車場というのは、砂利が入ったりアスファルトが乗っているという事なんでしょうか。

●8番 清水 利通 委員

砂利ですね。

●6番 高橋 宏治 委員

例えば、もし駐車場として使っていても、砂利とか入っていなければ復元の余地があるということになるのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね。土間の状態であれば現状復元の不可能な状態とは言えないので、そ

うすると非農地証明は、20年間不耕作だったとしてもすんなり証明というようにはいかないと思います。他に何か理由とかがあれば検討する余地はあるかと思いますが、土間というだけでは扱いが変わるかもしれないです。

○議長 他にございますか。発言が無いようですので、以上で報告第1号第5項を終わります。

---

○議長 次に日程第6 報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の10ページから11ページに7件がございました。

内容については、記載されているとおり、いずれも相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

---

○議長 次に日程第7の報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第4条の規定による届出の件について」は、議案書の12ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内農地における自己用の転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号を終わります。

---

○議長 次に、日程第8 報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いいたします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の13ページの1件がございました。

これについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第4号を終わります。

---

●6番 高橋 宏治 委員

ちょっとすみません。報告第3号の農地法第4条の届出は、\_\_\_\_\_が届出人になっていますが、保留地の件ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

保留地といいますか、仮換地を行い、使用収益を停止した状態で組合が全部宅地化するという事で、\_\_\_\_\_の自己用転用という事です。

●6番 高橋 宏治 委員

所有者は別々にいるという事ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

所有者は別々にいます。

●6番 高橋 宏治 委員

それでも届出人は\_\_\_\_\_になるんですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね。\_\_\_\_\_のやり方が一括してその区域内を宅地化にするという方法らしく、県の農地調整班に聞きに行ったのですが、そうした場合、仮換地して使用収益が止まった時点で転用行為が行われるという解釈らしく、そういったとき権利が一旦\_\_\_\_\_の方に移って。

●6番 高橋 宏治 委員

裏を返すと各個人では第4条の届出ができないという事ですか。\_\_\_\_\_が届出人になっているので、各所有者がもし申請したら受理されないのですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

受理されないという事はないですけど。

●6番 高橋 宏治 委員

代理申請みたいな形ですか。

●事務局 宇賀神農地調整係長

そうですね。

●6番 高橋 宏治 委員

はい、わかりました。

---

○議長 次にその他についてお願いします。

●事務局 岡主幹兼庶務係長

その他の件として、令和4年度の農地利用最適化推進に関する意見書及び農業等

